

福祉用具を貸し出しています

社会福祉協議会では、身体の不自由な方や高齢者、病気やケガなどで日常生活に支障のある方を対象に福祉用具の貸出をしています。ご活用ください。

貸出用具

車いす



ポータブルトイレ



歩行器



シャワーチェア（キャリー）



※ 電動ベッドは新規貸出は行っておりません。

【 対象 】

病気やケガで一時的に使いたい、旅行に行く時に使いたい、自宅での介護に使いたい・・・など

※ 福祉施設入所者や入院中の方は借りられません。

【 費用 】

貸出は、無料です。

※ 使用中に発生した破損、紛失などは、使用者が修理または補償をお願いします。

【 手続き方法 】

申請書にご記入ください。在庫の中から使用者に合った福祉用具をお選びください。

【 使用期間 】

原則、1回の申請で最長6カ月まで使用いただけます。

申請期間を越える場合は、更新手続きをお願いします。

(注意)

- ・在庫数には限りがありますので、在庫がない場合があります。取り置きや予約はできませんので、ご了承ください。
- ・福祉用具（電動ベッド以外）の配達は行っていません。
- ・原則、使用者一人につき、同一の福祉用具2台以上の貸し出しはできません。
- ・返却時に、忘れ物（私物・備品等）がないかご確認ください。

※ 返却の際、次に使用される方が気持ちよく使用できるよう、必ず掃除をお願いします。

【 問合せ・連絡先 】

赤穂市社会福祉協議会 ☎ 42-1397 FAX 45-2444